



広島県高校生等奨学給付金受給申請書

私立高等学校等用（県外）	
学校使用欄	
奨学給付金の 通し番号	
就学支援金の 受付番号	

確認の上□に✓印を付けてください。令和 年 月 日

私は、以下の5点全ての項目を確認した上で、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。

☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支給対象ではありません。

☐ この申請の対象となる高校生等は広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸付けを受けていません。

☐ 対象生徒について、広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

【申請者（保護者等）】

ふりがな		電話番号	
氏名		(平日の日中に連絡のとれる電話番号)	-
住所	〒 -	電子メール	
生徒との関係	☐ 親権者（父・母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 高校生等本人 ☐ その他（ ）		

【1】対象となる高校生等

ふりがな			生年月日	昭和 平成 年 月 日
生徒氏名				
在学する学校	学校名/学年			科 年 組 番
	学校の種類	☐ 高等学校 ☐ 専修学校（高等課程） ☐ その他（ ）	課程	☐ 全日制 ☐ 通信制 ☐ その他（ ）
	入学年月	年 月 入学		在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
過去の高等学校等における在学の状況	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【2】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について （次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。	
①	☐ 日本国⇒(2)は記入不用【3】以下を記入
②	☐ 日本国以外⇒(2)以下を記入

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。			
③	☐	特別永住者	
④	☐	永住者	
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日
⑥	☐	永住者の配偶者等	
⑦	☐	定住者	在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日
		日本国に永住する意思の有無	☐ はい(あり) ☐ いいえ(なし)
⑧	☐	家族滞在	在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日
		日本国の小学校の卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない
		小学校名	
		所在地	都・道・府・県
		日本国の中学校の卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない
		中学校名	
		所在地	都・道・府・県
		日本国で就労する意思の有無	☐ はい(あり) ☐ いいえ(なし)
⑨	☐	上記以外の在留資格(留学等)	在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～③のいずれかの□にレ印を付けてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。	
①	☐ 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
②	☐ 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
③	☐ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。

(在留資格が「家族滞在」で、次に該当する場合は、下記④⑤の□にレ印を付けてください。)

- ・【2】(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた
- ・【2】(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた

④	☐	「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
⑤	☐	「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

【4】 保護者等の収入等の状況について（該当する□にレ印を付けてください。）

（１）令和８年７月１日時点の生活保護法（昭和25年法律第144号）第３６条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給状況について

①	☐	7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給しています。 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。 ⇒（２）は記入不用
②	☐	7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していません。 ⇒（２）以下を記載してください。

（２）次の者の課税証明書等及び扶養誓約書（記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】
ホに該当する場合）を提出します。

①	☐	親権者（両親）２名分
②	☐	親権者１名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ☐ 離婚、死別等により親権者が１名の場合 親権者が存在するものの、DV・児童虐待等のため危害が及ぶことが考えられる場合や失 ☐ 踪・養育放棄により接触できない場合など、家庭の事情によりやむを得ず親権者の１人の課 税証明書等を提出できない場合
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者で ある場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者） （両親等）２名分 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を 維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者１名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 ・生徒が未成年かつ親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 ・生徒が成人に達しているが主たる生計維持者が存在しない場合 等



※⑥の場合のみ使用可。

☐	未成年かつ道府県民税及び市町村民税の所得割額が課されるだけの収入を得ていないため、課税 証明書等の提出を省略します。
--------------------------	---

申請書の記入箇所は以上です。必要書類を添付して提出してください。

記入上の注意

様式3-1【1】対象となる高校生等について の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

様式3-2【2】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について の欄は次によって記入してください。

- イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程」をいいます。
- ロ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

様式3-3【4】保護者等の収入等の状況について の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ （1）①に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ （2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 （2）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、（2）⑤及び⑥並びに（3）の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
 （注）共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、お住まいの都道府県へ相談してください。
- ニ （2）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ （2）⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
 （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年精霊第319号）第20条第6項の規程による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
 なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【添付書類の確認欄(使用任意)】

提出書類			留意事項等
☐	①	振込口座の通帳等の写し	原則全員提出。 キャッシュカード等の写しも可。原則申請者本人の口座。 ※学校代理受領の場合は提出不要。
☐	②	保護者等全員の課税証明書 又は 非課税証明書	(【4】(1)で②を選択した場合) 原則全員提出。
☐	③	生活保護(生業扶助)受給に関する証明書	(【4】(1)で①を選択した場合) 原則全員提出。 生業扶助受給の有無が確認できる証明書。 (県指定様式あり。)
☐	④	在学証明書	原則全員提出。 県指定様式あり。
☐	⑤	生徒本人の国籍確認書類	原則全員提出。 【日本国籍の方】 ・住民票原本 【日本国籍以外の方】下記いずれか一つ。 ・住民票原本(国籍・在留資格・在留期間が記載されたもの。) ・特別永住者証明書の写し(コピー) ・在留カードの写し(コピー)
☐	⑥	日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー) 又は 卒業証明書	【2】(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた かつ 【2】(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた場合に提出
☐	⑦	日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー) 又は 卒業証明書	【2】(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた かつ 【2】(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた場合に提出
☐	⑧	扶養誓約書	【4】(2)で⑤⑥を選択した場合に提出
☐	⑨	委任状	申請者以外に受領を委任する場合に提出

R8

広島県高校生等奨学給付金受給申請書

確認の上□に✓印を付けてください。

令和 年 月 日

私は、以下の5点全ての項目を確認した上で、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支給対象ではありません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸付けを受けていません。
- ☒ 対象生徒について、広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

【申請者（保護者等）】

ふりがな	ひろしま がくじ	電話番号	
氏名	広島 学事	(平日の日中に連絡のとれる電話番号)	080-1234-5678
住所	〒730-0000 広島県広島市中区〇〇〇 〇-〇〇	電子メール	abc123@xxx.jp
生徒との関係	☒ 親権者（父・母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 高校生等本人 ☐ その他（ ）		

【1】対象となる高校生等

ふりがな	ひろしま しょうがく	生年月日	昭和 平成	22年4月10日
生徒氏名	広島 奨学			
在学する学校	学校名/学年	◇◇◇高等学校		普通科1年1組10番
	学校の種類	☒ 高等学校 ☐ 専修学校（高等課程） ☐ その他（ ）	課程	☒ 全日制 ☐ 通信制 ☐ その他（ ）
	入学年月	令和8年4月入学		在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☒ ☐ ☐ ☐ ☐
過去の高等学校等における在学の状況	学校名	～ 日	年 月 日	学校の種類・課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名	～ 日	年 月 日	学校の種類・課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名	～ 日	年 月 日	学校の種類・課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名	～ 日	年 月 日	学校の種類・課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【2】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について（次のいずれかの該当する口にレ印を付けてください。）

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。	
①	☐ 日本国⇒(2) は記入不用【3】以下を記入
②	☒ 日本国以外⇒(2) 以下を記入

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する口にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。			
③	☐	特別永住者	
④	☐	永住者	
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日
⑥	☐	永住者の配偶者等	
⑦	☐	定住者	在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日
		日本国に永住する意思の有無	☐ はい (あり) ☐ いいえ (なし)
⑧	☒	家族滞在	在留期間(満了日) (西歴) 20xx 年 〇 月 〇〇 日
		日本国の小学校の卒業の有無等	☒ 卒業した ☐ 卒業していない
		小学校名	〇〇〇小学校
		所在地	山口 都・道・府 県
		日本国の中学校の卒業の有無等	☒ 卒業した ☐ 卒業していない
		中学校名	◇◇◇中学校
		所在地	山口 都・道・府 県
		日本国で就労する意思の有無	☒ はい (あり) ☐ いいえ (なし)
⑨	☐	上記以外の在留資格(留学等)	在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～③のいずれかの口にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。	
①	☐ 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
②	☐ 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
③	☒ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。

(在留資格が「家族滞在」で、次に該当する場合は、下記④⑤の口にレ印を付けてください。)

- ・【2】(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた
- ・【2】(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた

④	☒ 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
⑤	☒ 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

【4】 保護者等の収入等の状況について（該当する□にレ印を付けてください。）

（1）令和8年7月1日時点の生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給状況について

①	☐	7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給しています。 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。 ⇒（2）は記入不用
②	☒	7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していません。 ⇒（2）以下を記載してください。

（2）次の者の課税証明書等及び扶養誓約書（記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】
ホに該当する場合）を提出します。

①	☒	親権者（両親）2名分
②	☐	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ☐ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 親権者が存在するものの、DV・児童虐待等のため危害が及ぶことが考えられる場合や失 ☐ 踪・養育放棄により接触できない場合など、家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の 課税証明書等を提出できない場合
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者 である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者） （両親等）2名分 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計 を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 ・生徒が未成年かつ親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 ・生徒が成人に達しているが主たる生計維持者が存在しない場合 等



※⑥の場合のみ使用可。

☐	未成年かつ道府県民税及び市町村民税の所得割額が課されるだけの収入を得ていないため、課 税証明書等の提出を省略します。
--------------------------	---

申請書の記入箇所は以上です。必要書類を添付して提出してください。